

横浜市医療局病院経営本部委託契約に関する低入札価格取扱要綱

制 定 平成25年12月19日病経第73号

最近改正 令和5年2月3日病病第428号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成17年3月病院経営局規程第32号。以下「契約規程」という。）第18条に規定する基準及び当該基準に該当する申込みが行われた場合の調査の方法について、次条に規定する委託契約に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱を適用する契約は、横浜市医療局病院経営本部委託契約に係る最低制限価格取扱要綱第2条第1項各号に掲げる業務に係る契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第二条第四号に規定する特定役務に関する契約とする。

(調査基準価格)

第3条 病院事業管理者は、契約規程第19条の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 前項に規定する調査基準価格は、予定価格に10分の7から10分の8.5までの範囲内で病院事業管理者の定める割合を乗じて得た額とする。

(契約規程第18条の規定に基づく調査)

第4条 病院事業管理者は、最低価格入札者の当該申込みに係る価格が前条第2項の規定により算出した調査基準価格の額未満の場合は、契約規程第18条の規定に基づき調査を行うものとする。

2 前項の調査は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について、当該最低価格入札者からの事情聴取、当該契約に係る委託業務所管課等への照会その他の方法により行うものとする。

(1) 当該委託業務を行うにあたって当該最低価格入札者が予定している労務、資材等の数量及びそれらの調達等に関する事項とその適否

(2) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができることの主張がある場合におけるその適否

(3) 当該最低価格入札者の経営状態

(4) その他必要な事項

(低入札価格調査後の措置)

第5条 病院事業管理者は前条第1項による低入札価格調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。この場合は、低入札価格調査の結果について、別に定めるところにより病院事業管理者が設置する委託契約に係る低入札価格調査委員会にあらかじめ諮るものとする。

(1) 調査対象者が、低入札価格調査に協力しない場合、前条第2項に基づき行われた照会に対して提出された資料に不備等がある場合又は事情聴取に応じない場合

(2) 前条第2項1号及び2号の調査の結果、当該契約の内容に係る労務単価等が適正でない場合

(3) 前条第2項第3号の調査の結果、経営状態が著しく悪いと認められる場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

2 病院事業管理者は、低入札価格調査の結果、前項各号のいずれにも該当しない場合は、当該調査対象者を落札者とするものとする。

(次順位の入札者等の準用)

第6条 病院事業管理者は、第5条第1項の規定に基づき調査対象者を落札者とししない場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした次順位者を落札者とするものとする。ただし、当該次順位者の価格が調査基準価格を下回る場合には、病院事業管理者は、その者について低入札価格調査を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約のうち、令和5年4月1日以降に履行を開始する契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。